

## 指定介護老人福祉施設等入所申込及び優先入所検討要領

奈良県指定介護老人福祉施設等に係る入所指針（「以下「入所指針」という。）3において別に定めるとした施設入所の申込みその他の入所決定に係る手続き等については、この要領に定めるところによる。

### 1 施設入所の申込み

指定介護老人福祉施設及び地域密着型指定介護老人福祉施設（以下「施設」という。）に入所（要介護1又は2の方の特例的な施設の入所（以下「特例入所」という。）を除く）を申し込もうとする者は、原則として次の事項を記載した入所申込書を施設に提出するものとし、施設は、申込者に対し入所指針及び入所検討要領を説明するとともに、入所申込受付簿（以下「一般名簿」という。）を調製する。

- (1) 入所申込者の住所、氏名、生年月日、性別及び連絡先
- (2) 要介護認定区分及び認定年月日並びに有効期間の満了する日
- (3) 介護者の状況及び居宅サービスの利用状況
- (4) 入所を必要とする主な理由
- (5) 主たる介護者の住所、氏名、連絡先及び入所申込者との関係
- (6) 関与している居宅介護支援事業所及び介護支援専門員氏名
- (7) 入所指針の円滑な運用を目的とする市町村への申込内容等の情報提供への同意
- (8) その他施設が必要と認める事項

### 2 特例入所の申込み

- (1) 特例入所を申し込むことができる者は、要介護1又は2でかつその心身状況、その置かれている環境その他の事情に照らして、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があると認められる者に限る。
- (2) 特例入所を申し込もうとする者は、1の(1)から(8)に掲げる事項に加えて次の事項を記載した入所申込書を施設に提出するものとする。
  - ① 特例入所の申込者について、以下の要件への該当の有無。
    - ア 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること。
    - イ 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること。
    - ウ 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること。
    - エ 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること。
  - ② 居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由及びその理由
- (3) 施設は、申込者に対し入所指針及び入所検討要領を説明するものとする。

- (4) 施設は、特例入所の申込者が居宅において、日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があると認められるかどうかについて判定するものとし、判定に際しては、2(2)①に掲げる事情を考慮するものとする。
- (5) 特例入所の申込みについては、(1)から(4)で定めるものの他、3及び4で定める優先入所の例による。

### 3 優先入所の申込み

- (1) 施設に入所を申し込んでいる者（申込みを行おうとする者を含む。以下「入所申込者」という。）の中で、優先入所を希望する者又は、特例入所の申込みを行おうとする者は、担当する介護支援専門員に対して優先入所検討票（様式 1）の作成を依頼するものとする。
- (2) 優先入所検討票の作成を依頼された介護支援専門員が所属する居宅介護支援事業所は、特に入所の必要性が高く、緊急性が高いと認められる場合、要介護認定調査に関する情報、アセスメント表、ケアプラン、直近 3 箇月のサービス利用票等の資料に基づき優先入所検討票を作成し、施設に提出するものとする。この場合において、施設は、必要があると認めた場合は、当該居宅介護支援事業所に対して、聞き取り調査等を行うものとする。
- (3) 施設は、居宅介護支援事業所から検討票が提出されたときは、優先入所申込受付簿を作成する。

### 4 優先入所対象者の選定

- (1) 施設は、原則として月 1 回、入所検討委員会（以下「委員会」という。）を開催し、次の事項について総合的に判定し、優先入所申込受付簿の中から優先入所の対象者を選定し、優先入所対象者名簿（以下「優先名簿」という。）に登載するとともに、当該入所申込者及び居宅介護支援事業所に通知するものとする。
  - ① 入所申込者の要介護度、心身の状況、必要な介護の内容等
  - ② 介護者の有無及び介護能力、介護に対する意欲、受けている介護の内容等、在宅生活の継続性及び居宅介護の状況
  - ③ 施設の受け入れ態勢の状況
  - ④ その他入所に当たって配慮すべき事情
- (2) 優先入所の対象者が、要介護 1 又は 2 に該当する場合は、施設は優先入所対象者の選定に当たって、当該対象者の介護保険者である市町村（以下「市町村」という。）に対し当該申込者が 2(2)①に掲げる要件に該当するかどうかを意見照会するものとする。
- (3) 市町村は、(2) の意見照会を受けた場合において、地域の居宅サービスや生活支援などの提供体制に関する状況や、担当の介護支援専門員からの居宅等における生活の困難度の聴取内容なども踏まえ、施設に対して適宜意見を表明できるものとする。
- (4) 施設は、市町村から意見があった場合は当該意見の内容も踏まえ、選定の必要性を判断するものとする。

- (5) 施設は、優先入所の申込みが多数ある場合は、委員会において優先入所対象者を入所定員の概ね5%程度とすることができる。

## 5 入所者及び次期入所順位の決定等

- (1) 空床が発生する等入所者を決定する必要が生じた場合は、施設は、一般名簿第1順位の者を入所者として決定する。
- (2) 一般名簿第1順位の者が入所した場合は、施設は次期入所第1順位の者を決定するため、委員会を開催するものとする。
- (3) 委員会は、次期入所第1順位の者を決定するに当たっては、優先名簿の中から最も優先度の高い者を選定し、一般名簿第2順位の者と比較して次期一般名簿第1順位の者を決定する。
- (4) 優先名簿の中から選定された者が次期一般名簿第1順位の者として決定され、入所した場合における次期一般名簿第1順位の者は、措置入所など特別な場合を除き、一般名簿第2順位の者とする。
- (5) 一般名簿第1順位の者が入所を辞退した場合の入所申込受付簿からの消除又は順位の繰り下げについては、辞退する理由に基づき委員会が判断する。
- (6) 施設は、優先名簿に登載されている優先入所対象者の数が減少したときは、必要に応じ委員会を開催し、入所定員の概ね5%に相当する優先入所対象者を選定し、補充するものとする。

## 6 特別な事由による入所

次に掲げる事由のいずれかに該当する場合は、施設長は、委員会を開催することなく、入所を決定することができる。この場合においては、施設長は、入所決定の事情を記録し、当該記録を保管するものとする。

- (1) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第11条の規定による措置委託の依頼があった場合
- (2) 災害、事件、介護者の入院、死亡等により、緊急に入所が必要と認められ、かつ、委員会を開催する余裕がない場合
- (3) 施設に入所していた者で医療機関に入院したものが退院復帰した場合等、施設長が特別な事情があると判断した場合

## 7 その他

この要領に定めるもののほか、入所に関する具体的手続き及びこの要領を運用するため必要な細則については、入所指針の目的に逸脱しない範囲において、各施設が定めるものとする。